

○総務省告示第 号

電波法（昭和二十五年法律第三百三十一号）第二十六条第一項の規定に基づき、周波数割当計画（平成二十四年総務省告示第四百七十一号）の一部を次のように変更し、公布の日から施行する。

平成 年 月 日

総務大臣 野田 聖子

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重下線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

変更後

[第1総則 略]

第2 周波数割当表

[1～7 略]

周波数割当表

[第1表 略]

第2表 27.5MHz～1000MHz

国際分配 (MHz)	国内分配 (MHz)		無線局の目的	周波数の使用に関する条件
[略]	(4)		(5)	(6)
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
157.45-159.3 J51 J62	移動（航空移動を除く。）	公共業務用 一般業務用		
159.3-160.6 J51	陸上移動	公共業務用	二周波方式による使用は、154.7-156MHz帯と対する。	
160.6-160.975	海上移動	電気通信業務用 公共業務用 一般業務用	割当ては別表3-4による。	
160.975-161.475 J51 J62	移動（航空移動を除く。）	公共業務用 一般業務用		
161.475-161.9375	海上移動	電気通信業務用 公共業務用 一般業務用	割当ては別表3-4による。	

変更前

[第1総則 同左]

第2 周波数割当表

[1～7 同左]

周波数割当表

[第1表 同左]

第2表 27.5MHz～1000MHz

国際分配 (MHz)	国内分配 (MHz)		無線局の目的	周波数の使用に関する条件
[同左]	(4)		(5)	(6)
[同左]	[同左]	[同左]	[同左]	[同左]
157.45-159.3 J51 J62	移動（航空移動を除く。）	公共業務用 一般業務用		
159.3-160.6 J51	陸上移動	公共業務用	二周波方式による使用は、154.7-156MHz帯と対する。	
160.6-160.975	海上移動	電気通信業務用 公共業務用 一般業務用	電気通信業務での使用は国際VHF用、公共業務用及び一般業務用での使用は国際VHF用及び船舶自動識別装置用とし、割当ては別表3-4による。	
160.975-161.475 J51 J62	移動（航空移動を除く。）	公共業務用 一般業務用		
161.475-161.9375	海上移動	電気通信業務用 公共業務用 一般業務用	電気通信業務での使用は国際VHF用、公共業務用及び一般業務用での使用は国際VHF用、船舶自動識別装置用、簡易型自動船舶識別装置用及び捜索救助用位置指示送信装置用とし、割当ては別表3-4による。	

161.9375- 161.9625	海上移動 海上移動衛星 (地球から宇宙) J63A	電気通信業務用 公共業務用 一般業務用	割当ては別表3-4による。
161.9625- 161.9875	海上移動	電気通信業務用 公共業務用 一般業務用	割当ては別表3-4による。
	航空移動 (OR) J64 移動衛星 (地球 から宇宙) J65	公共業務用	
161.9875- 162.0125	海上移動 海上移動衛星 (地球から宇宙) J63A	電気通信業務用 公共業務用 一般業務用	割当ては別表3-4による。
162.0125-162.05	海上移動	電気通信業務用 公共業務用 一般業務用	割当ては別表3-4による。
	航空移動 (OR)	公共業務用	

161.9375- 161.9625	海上移動 海上移動衛星 (地球から宇宙) J63A	電気通信業務用 公共業務用 一般業務用	電気通信業務での使用は国際VHF用、公共業務用及び一般業務用での使用は国際VHF用、船舶自動識別装置用、簡易型自動船舶識別装置用及び捜索救助用位置指示送信装置用とし、割当ては別表3-4による。
161.9625- 161.9875	海上移動	電気通信業務用 公共業務用 一般業務用	電気通信業務での使用は国際VHF用、公共業務用及び一般業務用での使用は国際VHF用、船舶自動識別装置用、簡易型自動船舶識別装置用及び捜索救助用位置指示送信装置用とし、割当ては別表3-4による。
	航空移動 (OR) J64 移動衛星 (地球 から宇宙) J65	公共業務用	
161.9875- 162.0125	海上移動 海上移動衛星 (地球から宇宙) J63A	電気通信業務用 公共業務用 一般業務用	電気通信業務での使用は国際VHF用、公共業務用及び一般業務用での使用は国際VHF用、船舶自動識別装置用、簡易型自動船舶識別装置用及び捜索救助用位置指示送信装置用とし、割当ては別表3-4による。
162.0125-162.05	海上移動	電気通信業務用 公共業務用 一般業務用	電気通信業務での使用は国際VHF用、公共業務用及び一般業務用での使用は国際VHF用、船舶自動識別装置用、簡易型自動船舶識別装置用及び捜索救助用位置指示送信装置用とし、割当ては別表3-4による。
	航空移動 (OR)	公共業務用	

		J64 移動衛星（地球 から宇宙） J65		
	[略]	[略]	[略]	[略]

[第3表 略]

[国内周波数分配の脚注 略]

[別表1-1～別表3-4 略]

別表3-5 船上通信局又は船舶局の船上通信設備の周波数表

(1) アナログ変調方式の周波数表

156.75MHz	156.85MHz		
457.525MHz	457.55MHz	457.575MHz	
467.6MHz	467.6125MHz	467.625MHz	

(2) デジタル変調方式の周波数表

457.515625MHz	457.521875MHz	457.528125MHz	457.534375MHz
457.540625MHz	457.546875MHz	457.553125MHz	457.559375MHz
457.565625MHz	457.571875MHz	457.578125MHz	457.584375MHz
467.515625MHz	467.521875MHz	467.528125MHz	467.534375MHz
467.540625MHz	467.546875MHz	467.553125MHz	467.559375MHz
467.565625MHz	467.571875MHz	467.578125MHz	467.584375MHz

[削る]

[別表4～別表11-3 略]

備考 表中 [] の記載及び対象規定の二重下線を付した標記部分を除く全体に付した下線は注記である。

		J64 移動衛星（地球 から宇宙） J65		
	[同左]	[同左]	[同左]	[同左]

[第3表 同左]

[国内周波数分配の脚注 同左]

[別表1-1～別表3-4 同左]

別表3-5 船上通信局又は船舶局の船上通信設備の周波数表

(1) チャンネル間隔25kHzで使用する周波数表

156.75MHz	156.85MHz		
457.525MHz	457.55MHz	457.575MHz	
467.525MHz	467.55MHz	467.575MHz	467.6MHz 467.6125MHz 467.625MHz

(2) チャンネル間隔12.5kHzで使用する周波数表

457.525MHz	457.5375MHz	457.55MHz	457.5625MHz	457.575MHz
467.525MHz	467.5375MHz	467.55MHz	467.5625MHz	467.575MHz

この周波数の使用は、デジタル変調方式のものに限る。

(3) チャンネル間隔6.25kHzで使用する周波数表

457.515625MHz	457.521875MHz	457.528125MHz	457.534375MHz
457.540625MHz	457.546875MHz	457.553125MHz	457.559375MHz
457.565625MHz	457.571875MHz	457.578125MHz	457.584375MHz
467.515625MHz	467.521875MHz	467.528125MHz	467.534375MHz
467.540625MHz	467.546875MHz	467.553125MHz	467.559375MHz
467.565625MHz	467.571875MHz	467.578125MHz	467.584375MHz

この周波数の使用は、デジタル変調方式のものに限る。

[別表4～別表11-3 同左]